医療補助金請求の手引き (令和4年10月改正用)

令和4年10月受診分から 変わります。 必ずお読みください。

(一財)長崎県教職員互助組合

退職互助部ハンドブック(令和3年3月発行)と一緒に保管してください。

目 次

事務局からのお願い・・・・・・・・	•	2
令和4年10月改正のポイント・・・・	•	З
医療補助金とは?・・・・・・・・・・	٠	7
請求できる者・・・・・・・・・・・	•	7
請求できる期間・・・・・・・・・・	•	7
給付対象外・・・・・・・・・・・・・	•	8
給付金の送金・・・・・・・・・・・・	٠	8
給付金の算定方法・・・・・・・・・・	٠	8
請求手続き・・・・・・・・・・・・	•	9
(1)「医療費のお知らせ」を添付・・・・・ 12	2	
(2)「領収証」を添付・・・・・・・・・ 13	3	
(3)両方を添付・・・・・・・・・・・・・	3	

新医療補助金 Web 申請システム ・・・17

医療補助金請求書(様式退第10号) 2枚(別添) ^{請求書はコピーして使用できます。}

なお、次回(令和5年3月発行)の退職互助部ハンドブックにも請求書を掲載します。 コピー環境がない方は郵送対応いたしますので、下記までご連絡ください。

送付先	〒850-8566(個別番号) 長崎市尾上町3-1県教育庁福利厚生室内
及び	(一財)長崎県教職員互助組合 退職互助部
	TEL:095-824-4721 FAX:095-825-4792

事務局からのお願い

- 最初に読んでください-

改正前(令和4年9月受診分)で

いったん区切って、請求してください。

改正後(令和4年10月受診以降)は、算定方法や請求方法が大きく変わります。 改正前(令和4年9月受診分まで)でいったん区切って、早めに請求してください。 なお、9月受診分までは、現行の方法で算定を行います。現行の請求方法や様式につい ては、退職互助部ハンドブック(令和3年3月発行)に掲載しています。

令和4年10月受診以降は様式も計算方法も新しくなります。 9月受診分で区切って早めに請求すると、 頭の中もスッキリ整理できますよ!



互助組合ホームページ内の説明動画をご覧ください

この手引きの説明動画を互助組合ホームページに掲載しています。 10月受診分を請求する前にご覧ください。(ご覧いただ<際に通信料がかかります)

互助組合ホームページ(医療補助金)

https://www.kyogo-nagasaki.or.jp/taisyoku/taisyoku-kyuufu/#iryouhojo





ご協力よろしくお願いします。

令和4年10月改正のポイント

1. 給付金の算定方法が変わります。

令和4年9月受診分まで	<u>令和4年10月受診分から</u>
【全年齡共通】	【70歳未満】
受診年月別、医療機関別、	受診した全ての医療機関分を、受診年月別、入院・外来別に合算し、
入院・外来別、医科・歯科	3,000円を控除した額の50%を給付。
別に分け、それぞれを合計	給付上限額:入院・外来それぞれ 15,000 円/月
した額から、1,500円を控	
除した額の60%を給付。	【70歳以上】
	受診した全ての医療機関分を、受診年月別に合算し、6,000円を控除
	した額の50%を給付。
	給付上限額:20,000円/月

ポイント① <u>受診月を基準に算定方法を適用します。</u> 令和4年9月受診分までは、現行の計算方法で算定します。

ポイント② 今までは、医療機関ごとに月合計でしたが・・・
医療機関に関係なく、月合計することができます。
ただし、70歳未満は、入院・外来ごとに月合計し給付金を算定します。

ボイント③ <u>70歳になった翌月から70歳以上の算定方法を適用します。</u> (1日生まれの方はその月から適用) 国の医療保険制度(高額療養費制度など)が70歳以上・未満で異なるため、 年齢区分を導入し、算定方法を見直しました。

ポイント④ 月の給付上限額があります。

今までも国の高額療養費制度を上限に算定していましたが、組合員間の最終的な給付額の差を改善するために上限額を設定しました。

ポイント⑤ 医療補助金の対象となる領収金額(保険適用分)は、

<u>「70歳以上…月合計6,200円以上」</u>

「70歳未満…入院・外来それぞれ月合計3,200円以上」です。 この金額を超えた場合は、医療補助金の請求をしてください。

【計算例】 ひと月の医療費(70歳未満)



この月の給付額計 19,000 円

【計算例】 ひと月の医療費(70歳以上) 70歳になった翌月から70歳以上の算定方法を適用します。(1日生まれの方は

その月から適用)



(月合計54,300円-6,000円)×50%=24,100円 ⇒ 20,000円(給付上限)
この月の給付額計 20,000円



2. 請求様式が変わります。(令和4年10月受診分からA型請求は廃止)

旧様式(令和4年9月受診分まで)	新様式(令和4年10月受診分から)
<section-header></section-header>	<section-header><section-header><section-header><form><form><form></form></form></form></section-header></section-header></section-header>

ポイント① 受診月を基準にそれぞれの様式を使用してください。

提出日ではなく、受診月基準です。令和4年10月受診分以降は新様式です。

ポイント② A型請求を廃止しました。

医療機関証明欄を廃止し、受診内容を記入できる行を増やしました。

ポイント③ 医療保険種別を年齢・保険区分に変更しました。

医療保険の項目を減らし、記入しやすくなりました。

ポイント④ 高額療養費自己負担限度額を新設しました。(70歳以上のみ)

70歳以上の方は、 医療補助金の算定時に自己負担限度額が必要であるため、 記入欄を設けました。

3. 請求方法を簡略化しました。(医療費のお知らせ添付)

ポイント

「医療費のお知らせ」添付で請求書の記入が省略できます。

令和4年9月受診分までは旧様式を使用し、今まで通り記入が必要です。



ワンポイントアドバイス
 「医療費のお知らせ」とは・・・?

「医療費のお知らせ」は、加入している健康保険から送付されます。 受診年月、病院、医療費総額、窓口での負担額が一覧で記載されています。

詳しくは保険証の発行元へ お尋ねください。 後期高齢者医療に係る医療費のお知らせ
発行

発行:長崎県後期高齢者医療広域連合

あなたの医療費は下記のとおりです。医療費の総額のうち、9割(又は7割)に相当する額が後期高齢者医療保険から医療機関等へ支払わ れ、残りの1割(又は3割、自己負担限度額)に相当する額が窓口で負担された額となります。ただし、実際に窓口で支払われた額と記載してい る自己負担相当額とは異なることがあります。

医療費通知作成範囲:令和〇年〇月から令和〇年〇月までに医療機関等から請求があったもの

一		
文砂牛刀 区源城园守石桥 砂原匠刀 日数 区源真妙枪根 日口貝担旧	当額 備考	自己負担相当額 備考

				国民的	建康保険团	国家費のお知ら		日作成	
医病	長費通	9.11年成範囲:	令和○年	≡○月~肴	冷和○年○月		11404070	лат <i>ни</i> ,	
保障	食者証	E記号・番号				00市			
Ŗ	診		五於			医療費総額	の内訳		
任	в	受診者氏名	又形	日数	医療費総額	国民健康保険等	窓口での	病院等名称	
+	Л		ビカ			から支払った額	負担額		

医療補助金とは? (現行と同じ)

組合員又は加入配偶者が医療機関(調剤薬局含む)の窓口で<u>支払った額(保険適用分のみ)の</u> <u>一部を補助する事業</u>です。(互助組合に請求が必要)

なお、地方公共団体等から福祉医療費などの給付や高額療養費などの払戻がある場合は、その金額を控除して給付金を計算します。

請求できる者(現行と同じ)

組合員および加入配偶者

- それぞれが請求書を作成してください。(連名での請求はできません)
- ・家族(子など)の受診分は対象外です。
- ・身体障害者手帳1~2級所持者(市町村によっては3級も含む)は、 互助組合の「福祉給付金」(10,000円/年)の対象となるため、 医療補助金の対象となりません。

請求できる期間 (現行と同じ)

受診した月の翌月から3年以内

例: 令和4年10月受診分⇒令和7年10月末までに互助組合へ請求

【重要】同一受診月の請求は1回限りです。

ひと月分の医療機関、調剤薬局等まとめて1度で請求する必要があります。 ひと月分の診療が確定してから請求してください。 (給付したことがある年月の診療分を追加請求した場合、計算の対象外となります。)

【例】					C 歯科だけ先に
医療機関	A内科	B薬局	C歯科	D外科	請求しない!
受診月				1	同心必診日は
令和4年4月	通院	調剤	通院		
令和4年5月			通院	通院	一緒に請氷!
令和4年6月	入院		通院	ļ	
			<u></u> /		- Mai

上記の例で、<u>C歯科分(4~6月)のみ先に請求</u>すると、4~6月分の給付が確定し、後からA内科、B薬局、D外科の請求をしても対象外となります。

また、<u>入院は支払った月ではなく入院した月</u>が受診月ですので、間違えないようにしてください。

給付対象外(控除して給付金の算定)(現行と同じ)

介護保険制度の自己負担分

②インフルエンザや肺炎球菌等の予防接種

③健康保険適用外の費用(個室使用料、差額ベッド代、文書料など)

④入院時の食事療養費

⑤その他健康保険適用と判断できないもの

給付金の送金(現行と同じ)

互助組合で受け付けた月の翌々月10日(休日の場合は翌開庁日)に送金します。 毎月の給付金は通帳を記帳して確認してください。

なお、給付金送金一覧は毎年2月中旬ごろに送付します。(過去1年分の給付金明細を掲載)

給付金の算定方法 詳細は P.3~4 に掲載

令和4年10月受診分から、受診した全ての医療機関(病院、調剤薬局等)の領収金額(保険適用 分のみ)を合算し、下記のとおり給付金を算定します。

年齡区分	算定方法	控除額	給付率	給付限度額/月
70歳未満	入院・外来別にひと月の医療費を合算 (受診した全ての医療機関を合算可)	3,000円	5.0%	入院・外来別に 15,000円
70歳以上	ひと月の医療費を合算 (受診した全ての医療機関を合算可)	6,000円	50%	月ごとに 20,000円

※70歳になった翌月から70歳以上の算定方法を適用します。(1日生まれの方はその月から適用)

請求手続き

医療補助金請求書(様式退第11号)に必要事項を記入し、 「医療費のお知らせ」もしくは「領収証」添付して、互助組合へ提出する。

(WEB申請の請求方法は17ページへ)

【医療補助金請求書の記入要領】

1.「退職組合員番号」「区分」「療養者氏名」「生年月日」 「電話(連絡が取れる電話番号)」を記入。

令和4年10月受診;	☞~ 医	療 補	助 金	請 求	書		
ー般財団法人 長 下記のとおり請知	崎県教職員互助組 求します。	合理事長様				提出日	年 月 日
退職組合員番号	区分	療養者(請	求者)氏名	生	年月日		電 話
99999	2加入配偶者	互助	太郎	7 1明治 2大正 3町和	20年1月	2E	090-0000-0000
身体障害	者手帳所持者は級	と居住地を記入	⇒ 身体障	害者手帳所持者	Ť Å	吸 居住地	市区町

2. 身体障害者手帳を持っている方は、

「級」と「居住地」の項目を記入。

身体障害者手帳所持者(3級以下)の方で「福祉医療費」に該当する方は、領収金額から「福祉 医療費」を控除して給付金を算定します。なお、身体障害者手帳1・2級の方(一部3級含む)は、 互助組合から福祉給付金が支給されるため、医療補助金の対象外です。

(参考)市町から給付される「福祉医療費」について

心身に重度の障害がある方に医療費の助成をする制度です。お住まいの市町によって異なりま す。また、受給には年齢や所得の制限があるため、市町役場にお問合せください。 3.「年齢・保険区分」などは、該当する項目に〇をつける。

申請する年月当時の「年齢・保険区分」を選択してください。 途中で区分が変わる場合は、請求書を分けて作成してください。

【年齢・保険区分 早見表】



70歳未満で健康保険が、「公立学校共済組合長崎支部」の方

⇒13もしくは15に0をつけ、15の方は「本人・家族別」を記入する。



70歳未満で健康保険が国保や協会けんぽなど「公立学校共済組合長崎支部」以外の方

⇒16に0をつける。

年間	給・保険区分 該当に〇印	15	▶15に該当する方はこちらも記入
13	70歳未満・公立学校共済組合(任継・臨任)		
15	70歳未満・公立学校共済組合(現職・再任用フルタイム)		□ 1 本人(被保険者)
16	70歳未満・上記以外の医療保険		2 家族(被扶養者)
18	70歳以上 ———		



⇒18に○をつけ、高額療養費自己負担限度額の該当箇所に○をつける。



互助組合では、自己負担限度額を考慮して、給付金の算定を行います。 記入がない場合は、領収金額から互助組合で判断し、区分を設定します。

(参考)同月の医療費が高額となり、「自己負担限度額」を超えると、健康保険より払い戻しを受けることができます。自己負担限度額は、以下を参考にするか、加入している健康保険へ お問合せください。

70歳以上の自己負担限度額について

	区分(年収)	一部負担金の額
	ア.約1,160万円以上	
1. 現役並	イ.約770~1,160万円	医療費が3割負担
	ウ.約370~770万円	
2.一般	エ.約370万円以下	ひと月の自己負担限度額は57,600円 (外来のみ18,000円、外来年間上限144,000円)
3.非課税Ⅱ	才.低所得者Ⅱ	ひと月の自己負担限度額は24,600円 (外来のみ8,000円)
4.非課税 I	力. 低所得者 I	ひと月の自己負担限度額は15,000円 (外来のみ8,000円)

ここまで記入したら・・・

(1)「医療費のお知らせ」を添付する場合・・・12ページへ

- (2)「領収証」を添付する場合・・・13ページへ
- (3)両方を添付する場合・・・16ページへ



(1)「医療費のお知らせ」(コピー可)を添付する場合

ポイント① 受診年月・金額等の記入を省略できます。

請求書下部は記入不要です。

ポイント②
配偶者の請求書にも「医療費のお知らせ」を添付してください。
「医療費のお知らせ」に配偶者分も記載されている場合は、コピーして
それぞれの請求書に添付してください。

ポイント③ 「医療費のお知らせ」は、健康保険から送付されます。 「医療費のお知らせ」の詳細は、健康保険証の発行元へお尋ねください。

「医療費のお知らせ」の添付の仕方

<u>左端が揃うように医療費のお知らせを重ねて、</u>請求様式にホチキスやクリップで留める。



(2)「領収証」(コピー可)を添付する場合

ポイント①

以下の内容が記載された領収証が対象です。

①療養者氏名
 ②受診年月日
 ③領収金額(保険診療分)
 ④医療費総点数(医療費総額)
 ⑤医療機関名・印

ポイント② 医療補助金の対象となるのは、

一部負担金(保険適用分)です。

自費診療などは対象外です。控除して請求してください。

【対象外(控除して請求)】

①介護保険制度の自己負担分
 ②インフルエンザや肺炎球菌等の予防接種
 ③健康保険適用外の費用(個室使用料、差額ベッド代、文書料など)
 ④入院時の食事療養費
 ⑤その他健康保険適用と判断できないもの

(サンプ	^ッ ル)		請才	マキ兼領	収証		【 ቃ	来①】
唐	計No	9999999		自 平成30	年7月15日	至 平成	年 月	日	
伢 夕	禄険種 ⋽ ▶来	組合本人		氏名互	助 太郎	3 様	発行日	平成30年7	7月15日
Г		初・再診料	入院料等	医学管理等	在宅医療	検査	病理	画像診断	投薬
	保	73 <u>点</u>	点	点	点	1,692点	点	点	点
	険	注射	リハヒ゛リテーション	精神科専門療法	処置	手術	麻酔	診断郡分類(DPC)	食事療養費
		点	点	点	点	点	点	点	点
	保	消耗品							
	険	500円	円	円	円	保険外	金額は	对家外	円
	外								肖費税
	担	円	円	円	円	円		円	円
F		保険点数合計	保険分合計金額	負担割合	①負担金額	②食事負担	③保険外金額		
	計	1,765点	17,650円	3割	5,300円	Э	500円		
L		,							
		請求金額		未収金]			領山	又印
			5,800円	円	互助歯	科			
L					- 長崎市江〕	戸町2-13		(現	15
					095-	824 - 47	21		
	(서중 내가 드며 구속	さえのけ細熱し	たります						
~		2 50011							
* *	(この領収	さものは無効と 証は確定申告に	ゆ用できますの	ので、大切に保	管してください	` o			
*	この領収	証は確定申告に	はりより。 使用できますの	ので、大切に保	装管してください	`°			
*	この領収	さものは無効と 証は確定申告に	使用できますの	Dで、大切に保	管してください) ₀			
** (+)	この領収	でものは無効と 証は確定申告に レ) 許	使用できますの 青水書兼 (管してください	`°			() e(1)
* * (†)	シンプ	さものは無効と 証は確定申告に ル)	使用できますの 青水書兼 (かで、大切に係 頭収書	管してください	⁾ °			【入院①】
** (+)	シンプ	でものは無効と 証は確定申告に ル)	to a factor and a	かで、大切に係 領収書	管してください	\ <u>`</u>	9647 17	TF-P.0	【入院①】
*** (サ <u>患</u> れ	低い 低い 低い 低い 低い 低い 低い 低い にの にの にの にの にの にの にの にの にの にの	さいは無効と 証は確定申告に レ)	tign (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	Dre、大切に保 通収書	管してください 請求書番号 診療科	`。 	<u>発行日</u> 病棟・病室	 8 111	【 入院①】 ^{0年5月1日}
※ (サ <u>康</u> 清 9	にの領収 トンプ。	でものは無効と 証は確定申告に レ) <u>互</u> 手	 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	かで、大切に係 領収書	 管してください 請求書番号 診療科 2 保険 学校表 	`。 N1 2 F (内科) 共済	<u>発行日</u> 病棟・病室	 8 111	【 入院①】 ^{0年5月1日}
** (サ <u>患</u> れ 9	にの領収 トンプ、	でものは無効と 証は確定申告に ル) <u>万</u> 月	(4) (7) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	かで、大切に係 頃収書	 管してください 請求書番号 経険 学校表 ア校, 調問 	^N 。 2 F (内科) 共済 平成30年4.	発行日 病棟・病室 月5日~4月3	<u>平成3</u> 8 111 0日 <u></u> 負担	【入院①】 0年5月1日 3期合 <u>30%</u>
※ (サ <u>患</u> 清 9	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	でものは無効と 証は確定申告に ル) <u> 万.月</u>	情求書兼 氏名 b 太郎	かで、大切に係 領収書	 管してください 請診療科 学校 投 投 (茶) 	NI 2 F (内科) 共済 平成30年4. 主 射 処	<u>発</u> 行日 病棟・病室 月5日~4月3 置 <u></u> 5 ↔	<u>平成3</u> 8 111 0日 <u>負</u> 打 所 麻 酔	【入院①】 0年5月1日 回答】 30% 検査
*** (サ 唐 羽 (東)	(1) (にの領収 (に) (1) (に) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	でものに無効と 証は確定申告に ル) <u> 万.月</u> <u> 初・</u> 再日 (点)	情求書兼 氏名 b 太郎	かで、大切に係 領収書	 管してください 請求書番号 診療科 2 2 27 	^N 。 2 F (内科) 共済 平成30年4. 主 射 処	<u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 <u>手</u> ぞ 2,94	<u>平成3</u> 8 111 0日 <u>負担</u> 所 麻 酔 4	(入院①) 0年5月1日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
※※ (サ) (サ) (サ) (サ) (サ) (サ) (サ)	(国 取 に の 領 収 に か 領 収 に か 領 収 に か 領 収 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	100 は無効と 証は確定申告に ル) <u> 万.明</u> (点) <u> (点)</u> 病理 ²⁰	(4) (4) </td <td>かで、大切に係 領収書 等 在宅医療 日本¹¹⁸⁻²⁰⁰⁰</td> <td> 管してください 請求書番号 診療科 2 保険 学校 診療期間 投業 27 <</td> <td>NI 2 F (内科) 共済 平成30年4. 主射処 一</td> <td><u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置<u>手 ぞ</u> 2,94 占私</td> <td>■ 平成3 8 111 0日 【負担 行 麻 酔 4</td> <td>0年5月1日 0期合 30% 検査</td>	かで、大切に係 領収書 等 在宅医療 日本 ¹¹⁸⁻²⁰⁰⁰	 管してください 請求書番号 診療科 2 保険 学校 診療期間 投業 27 <	NI 2 F (内科) 共済 平成30年4. 主射処 一	<u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 <u>手 ぞ</u> 2,94 占私	■ 平成3 8 111 0日 【負担 行 麻 酔 4	0年5月1日 0期合 30% 検査
*** (サ	(Q) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	でした をものは無効と 記は確定申告に レ) <u> 「 し)</u> <u> 「 し)</u> 「 し) 「 し)	(4) (4) </td <td>ゆで、大切に係 通収書 調化書 用本宅医療 日本でしたこので、 用外、食</td> <td> 管してください 請求書番号 保険 学校3 深藤期間 投 薬 注 27 27 1 事療養 </td> <td>N1 2 F (内科) 些済 平成30年4 主射 処 産料業 △単</td> <td>第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章 第二章</td> <td>平成3 8 111 0日 負担 府 麻 酔 4 </td> <td>(入院①) 0年5月1日 1 1 1 1 1 1 1</td>	ゆで、大切に係 通収書 調化書 用本宅医療 日本でしたこので、 用外、食	 管してください 請求書番号 保険 学校3 深藤期間 投 薬 注 27 27 1 事療養 	N1 2 F (内科) 些済 平成30年4 主射 処 産料業 △単	第二章	平成3 8 111 0日 負担 府 麻 酔 4	(入院①) 0年5月1日 1 1 1 1 1 1 1
*** (ナ	(国内市なの領収) にの領収 トンプ) 者番号 1999 民険適用タ 民険適用タ 民険適角 外 外	マレン (点) (点) (点) (点) (点) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二	(4) (4) </td <td></td> <td> 管してください 請求書番号 客廠 学校3 家期間 投業 27 主要療養う 計毎ぬ </td> <td>NI 2 F (内科) 世済 平成30年4. 主射 処 陸町架 △亜 費、生活</td> <td><u>発</u>行日 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ∛ 2,94 占数 療養費、</td> <td>平成3 8 111 0日 【負担 析 麻 酔 4</td> <td>0年5月1日 1 1 1 1 1 1 1</td>		 管してください 請求書番号 客廠 学校3 家期間 投業 27 主要療養う 計毎ぬ 	NI 2 F (内科) 世済 平成30年4. 主射 処 陸町架 △亜 費、生活	<u>発</u> 行日 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ∛ 2,94 占数 療養費 、	平成3 8 111 0日 【負担 析 麻 酔 4	0年5月1日 1 1 1 1 1 1 1
**** (サ 夏 夏 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(国 (1) (こ の領収) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	マレン (点) (円) (マロック) (点) (ロー)	image: definition of the sector of the s		 管してください 請診療科 客険 学校3 客険 学校3 客険 学校3 客険 学校3 第 第 第 第 新 新 	NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射 処 陸戦戦 △ 主 動	<u>廃</u> 行日 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ネ 2,94 五妻 療養費 、	平成3 8 111 0日 負担 府 麻 酔 4	0年5月1日 1
*** (サ 重 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(国 (1) (この領収 (この領収) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	・ ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ ・ に ・ ・ に ・ ・ ・	(4)(4) (4)(4) </td <td>pで、大切に係 領収書</td> <td> 管してください 請診療() () () () () () <lp>() </lp> <lp>() </lp> <</td> <td>NI 2 F (内科) 世済 平成30年4 主射 処 陸町至 へ乱 ●</td> <td><u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 貧 2,94 占独 寮養費、</td> <td>平成3 8 111 0日 負担 育 麻<酢</td> 4	pで、大切に係 領収書	 管してください 請診療() () () () () () <lp>() </lp> <lp>() </lp> <	NI 2 F (内科) 世済 平成30年4 主射 処 陸町至 へ乱 ●	<u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 貧 2,94 占独 寮養費 、	平成3 8 111 0日 負担 育 麻<酢	(入院①) 0年5月1日 1割合 <u>30%</u> 検査 (領収 30.5.3
*** (⁺)	(国 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国	・ ・ ・	(4,0,1) (4,0,2)	prで、大切に係 領収書	 管してください 請診療用学校 診療 教 27 す象外 	NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射 処 登 大生活	<u>発行目</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 貧 2,94 占数 寮養費、	平成3 8 111 0日 負担 層 麻 4	(入院①) 0年5月1日 1割合 30% 検査 領収 30.5.3
*** (⁺)	(国 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	・	(4,0,1) (4,0,2)		 管してください 請診療() 許務() 許() 許() 許() () () () () () () () () () () () () () () () () <lp>()</lp>	NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射 処 陸町町 全人主 費、生活	<u>廃</u> 行目 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 貧 2,94 占数 唐養費、	平成3 8 111 0日 負担 層 麻 日 日	0年5月1日 1
	(国内) (国内) (国内) (国内) (国内) (国内) (国内) (国内)	・	(4) (4) </td <td></td> <td> 管してください 請診療(学校) 音都(学校) 投票 投票 投票 投票 投票 投票 方象外 面用外 食! </td> <td>NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射 処 該對 久主 費、生活</td> <td><u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ぞ 2,94 占私 療養費、</td> <td>平成3 8 111 0日 負担 所麻醉 一 4 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -</td> <td>0年5月1日 1 </td>		 管してください 請診療(学校) 音都(学校) 投票 投票 投票 投票 投票 投票 方象外 面用外 食! 	NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射 処 該對 久主 費、生活	<u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ぞ 2,94 占私 療養費 、	平成3 8 111 0日 負担 所麻醉 一 4 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	0年5月1日 1
*** (サ	(Quality of the second seco	・ ・ ・	(4) (4) </td <td></td> <td></td> <td>NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射処 陸科堡 へま 費、生活</td> <td><u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ぞ 2,94 占型 療養費、 生活療養費 ○点 ○円</td> <td>平成3 8 111 0日 負担 所麻醉 一 4 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -</td> <td>(入院①) 0年5月1日 四百日 1日 1日</td>			NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射処 陸科堡 へま 費、生活	<u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ぞ 2,94 占型 療養費 、 生活療養費 ○点 ○円	平成3 8 111 0日 負担 所麻醉 一 4 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(入院①) 0年5月1日 四百日 1日 1日
*** (サ	(国 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国 (国	・	(4) (4) </td <td></td> <td>潜してください 請診保診 投 家族の 学校 水香利 学校 水香 水香 水香利 学校 水香 水香 水香 水香 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、</td> <td>NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射処 豊大生活 費、生活</td> <td><u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ぞ 2,94 占型 方数 左数 左数 左数 左数 左数 左面 を 方面 を 4 月 5 日 ~4月3 一 二 月 5 日 ~4月3 一 二 (2,94 古 東 を を を を を を を を を を を を を を を の 一 の 一 の</td> <td>平成3 8 111 0日 負担 所麻醉 中 4 </td> <td>(入院①) 0年5月1日 四年5月1日 四日 1<!--</td--></td>		潜してください 請診保診 投 家族の 学校 水香利 学校 水香 水香 水香利 学校 水香 水香 水香 水香 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射処 豊大生活 費、生活	<u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ぞ 2,94 占型 方数 左数 左数 左数 左数 左数 左面 を 方面 を 4 月 5 日 ~4月3 一 二 月 5 日 ~4月3 一 二 (2,94 古 東 を を を を を を を を を を を を を を を の 一 の 一 の	平成3 8 111 0日 負担 所麻醉 中 4	(入院①) 0年5月1日 四年5月1日 四日 1 </td
*** (サ 原保 保 保 保	(国内の領収 (この) (国内の領収 (この) (国内) (国内) (国内) (国内) (国内) (国内) (国内) (国内		(4) (4)<			NI 2 F (内科) 共済 平成30年4 主射処 時期堂 へ出 費、生活	<u>発行日</u> 病棟・病室 月5日~4月3 置 手 ぞ 2,94 点料 方新 を費、	平成3 8 111 0日 負担 府 麻 中 4 - <	(入院①) 0年5月1日 四十二月 1日 1日



ポイント⑤ <u>70歳以上の方も、入院・外来ごとに合計し、</u> 請求書に記入してください。

> 70歳以上も、入院・外来の判別が必要なため、 請求書には、入院・外来別に分けて合計し、記入してください。



ポイント⑥ <u>受診年月や金額の記入がない場合は、返送します。</u> 審査に支障をきたすため、必ず記入して提出してください。

請求様式にホチキスやクリップで留める。 THE REAL 領収証 領収証 令和4年10月受診分~ 医療補助金請求書 一般財団法人 長崎県教職員互助組合理事長様 記のとおり請求します 退職組合員番号 区分 療養者(請求者)氏名 生年月日 雷話 1明治 互助 太郎 20年1月2日 090-0000-0000 99999 2加入配偶者 3昭和 身体障害者手帳所持者は級と居住地を記入⇒ 身体障害者手帳所持者 3 級 居住地 長崎 「年齢・保険区分」などは、今回請求する診療年月当時のものを記入してください。 なお、途中で年齢・保険区分等が変わった場合は、請求用紙を分けて作成してください。 年齡·保険区分 該当にOB 15に該当する方はこちらも記入 本人・家族の別 13 70歳未満・公立学校共済組合(任継・臨任) 70歳未満・公立学校共済組合(現職・再任用フルタイム) 1 本人(被保険者) 1670歳未満・上記以外の医療保険 2 家族(被扶養者) 18 70歳以上 ▼70歳以上はこちらも記入 【注意事項】 11日8年9月 この様式は「令和4年10月受診分から」が対象です。 ・同一受診月の請求は1回限りです。 ・添付書類はコピー可です。 ・記人例は「医療補助金請求の手引き」に記載しています。 高額療養費自己負担限度額 ※区分詳細は裏面 1 現役並…医療費が3割負担 2 一般…57,600円、外来のみ18,000円 3 非課税II…24,600円、外来のみ8,000円 4 非課税II…15,000円、外来のみ8,000円 すべて記入 【医療費のお知らせ(医療費通知)を添付する場合】 ・<u>以下は記入せず</u>、医療費のお知らせをこの様式にクリップやホチキスで固定してください。
 ・配偶者分を請求する際、医療費のお知らせはコピーしてそれぞれの請求様式に添付してください。 【領収書を添付する場合】 ・診療年月別、入院・外来別に合計し、以下の内容を記入してください。
・70歳以上の方も診療年月別、入院・外来別に記入してください。 該当に 〇印 一部負担金(保険適用分のみ) 該当に 〇印 一部負担金(保険適用分のみ) 診療年月 (数字のみ) 診療年月 (数字のみ) 【記入要領】 領収書を添付する診療年月は、 必ず記入してください。未記入の 場合や記入誤りが多い場合は返 1.院 18,000 3月3 送します。 4 年 10月分 ② 未 5 57.600 1入院 -部負担金には保険適用の支払 4 年 10月分 57.600 額を記入してください。(保険外 は控除して記入) 2外来 1入院 4 年11月分 (2)来 18.000 保険外の例(控除するもの) 2外来 保険外の例(担除するもの) ・予防接種代 ・薬の容器代 ・自費診療代 ・差額ベッド代(個室使用料) ・食事療養費 ・病衣代、おむつ代 など 1入院 年12月分 2 未 18,000 2外来 ①.院 1入院 **57.600** 月分 2外来 2外来 1入院 C **18.000** 🖻 2月分 2外来 1入院 (軍務局使用# 2月分 57,600 5 2外来 2外来 1入院 5 **3**月分 23 来 18.000 2外来

<u>領収書を記入した順に並べ、</u>左端が揃うように重ねて、



ワンポイントアドバイス 領収証のコピー代や郵送代を節約するには・・・?

すべての医療機関を合算できるようになったので、領収証の枚数が増えそうですね。 そうなると、コピー代や郵送代が高くなるかもしれません。

一方で、「医療費のお知らせ」を使用すれば、コピー代や郵送代が安く抑えられそうです。 「医療費のお知らせ」だと、請求書の記入も省略でき、一石二鳥ですね!

(3) 両方を添付する場合

ポイント① 「医療費のお知らせ」に記載されていない診療分は、

領収証を添付して請求してください。

添付した領収証の内容が「医療費のお知らせ」に記載されている場合は、 「医療費のお知らせ」の内容を優先し、給付金の計算を行います。

ポイント② <u>領収証を添付した内容は、受診年月や金額の記入が必要です。</u> 「医療費のお知らせ」の内容は記入不要ですが、領収証を添付した内容は、 必ず記入してください。

ポイント③ 対象となる領収証や記入の方法は、13~14ページと同じです。

「医療費のお知らせ」と「領収証」の添付の仕方

左端が揃うように医療費のお知らせと領収証を重ねて、



新医療補助金 Web 申請システム(令和4年10月以降受診対応版)

令和4年10月より分かりやすくリニューアル!!

令和4年9月以前の受診分も申請可能です!

- ポイント① <u>できる限りパソコンから</u>Microsoft Edge、Firefox、Chromeの最新版ブ ラウザを利用して申請してください。
 - ✓ Internet Explorer では利用できません。(マイクロソフトのサポート終了のため)
 - ✓ スマートフォン等でも利用可能ですが、画面が小さいため利用しにくい場合が あります。
 - ✓ タブレット・スマートフォン利用時は、利用者の環境が様々であることから、 お問い合わせの対応はできかねますので、ご了承ください。

ポイント② 「医療費のお知らせ」添付のみ WEB 申請に対応(現行と同じ) 領収証を添付する場合は、請求書に記入し互助組合へ郵送してください。

- ポイント③ 申請期間は、毎月第2月曜日~月末日。申請は1回のみ。(現行と同じ) 月初(1日~第2日曜日)は、申請システムは利用できません。 また、申請後に訂正したい場合は、互助組合へ電話連絡してください。
- ポイント④ 条件によっては概算の給付金の額が確認できます。 おおよその給付金の額を知りたい方は、WEB申請をご利用ください。 ただし、次に当てはまる場合は、概算の給付金は表示されません。 表示されない方…令和4年9月受診分以前を申請した方、公立学校共済組合長崎

支部の方、自己負担限度額が非課税の方、障害者手帳を所持している方

新医療補助金 WEB 申請システムの利用の仕方



※返信メールが届かない場合は、@kyogo-nagasaki.or.jp と@pref.nagasaki.lg.jp の 受信許可を設定してください。 はじめに

画面の右上、 画面の説明 をクリックすると、その画面上で行う入力項目の場所や説明が 表示されます。入力の方法がわからないときは、 画面の説明 を活用してください。

1. パスワードとメールアドレスを入力し、メール認証を行う。



※返信メールが届かない場合は、 @kyogo-nagasaki.or.jp @pref.nagasaki.lg.jp の受信許可を設定してください。

2. 返信メールの URL にアクセスし、「医療費のお知らせ」をもとに診療情報を入力する。

No	受診年 (和暦)	受診月	入院 外来	自己負担額	行削除
1	例)4 年	例)6月	外来 🖌	例)3456 円	0
2	例)4 年	例6月 [外来 🖌	例)3456 円	•
3	例)4 年	例)6月	外来 🖌	例)3456 鬥	0
4	例4 年	例6月	外来 🗸	例)3456 円	6

医療費のお知らせに掲載されている 請求者の受診内容を上から順に全て 入力してください。

(対象外の内容は事務局で削除します)

〇退職組合員番号 必須 〇年齢・保険区分 必須 70歳未満・公立学校共済組合(任継・臨任) 99204 70歳未満・公立学校共済組合(現職・再任フル) 例) 12345-1 → 12345 (5桁以下) ○ 70歳未満・公立学校以外の医療保険 70歳以上 O組合員区分 必須 ・今回請求する受診期間の年齢及び医療保険を選択してくだ さい。 例) 12345<u>-1</u> → "組合員"を選択 ・受診期間の途中で70歳以上になる場合は、一番古い受診時 例) 12345-2 → "加入配偶者"を選択してください。 の年齢・保険区分を選択してください。 ○療養者カナ氏名 必須 〇自己負担限度額(所得)区分 70歳以上のみ必須 !氏名は全角カタカナのみ 姓と名の間にスペース ○ 規役並み所得 ● 一般所得 ゴジョ タロウ ○ 低所得 || 低所得 | 70 歳以上 全角カタカナで入力してください。 のみ入力 ・70歳以上の方のみ選択してください。 例) ゴジョ タロウ (姓名の間にスペース) 現役並み所得 ⇒ 医療費が3割負担の方 ※死亡者の場合は請求者の続柄及び氏名も入力 一般所得 ⇒ 自己負担限度額 57,600円 例) キョウショク ゴロウ (長男 一郎) (外来のみ 18,000円) ○生年月日 必須 ※カレンダーが開きます 低所得 || ⇒ 自己負担限度額 24,600円 (外来のみ 8,000円) 1910/08/18 低所得丨 ⇒ 自己負担限度額 15.000円 (外来のみ 8,000円) カレンダーから選択してください。 ※わからない場合は一般所得を選択してください。 〇居住地郵便番号 必須 ○障害者手帳等級 必須 8500058 無し v 居住地確認 長崎県長崎市尾上町 障害者手帳所持者は等級を選択 例)8500058 (ハイフン無し)

3. 組合員情報を入力する。

4. 医療費のお知らせを添付する。

最大2つのファイルを添付可能です。



5.

最終確認画面•申請完了画面

条件によって、概算の給付金が表示されます。

【留意事項】

- ・Web申請システムに掲載している「注意事項」等は、利用状況等により必要に応じて更新します。
- パソコン以外での利用時のお問い合わせは、利用者の環境が様々であることから対応できかねますのでご了承ください。



ログインパスワード:変更無し(令和3年3月発行 退職互助部ハンドブックを参照) セキュリティの関係上、パスワードを変更する場合は、互助だより等にて別途連絡します。